

森林保険契約重要事項説明書

※ 森林保険契約申込書への押印は、この説明書の受領印を兼ねています。

この説明書では、森林保険契約に関する重要事項についてご説明します。

ご契約にあたり、保険契約者及び被保険者（森林の所有者）におかれましては、この森林保険契約重要事項説明書をご一読いただき、よく内容をご確認くださいようお願いいたします。保険契約者におかれましては、森林保険契約申込書（以下「申込書」という。）につきまして、記載内容にお間違いはないでしょうか。お間違いがなければ、押印をお願いします。もしご不明な点、お気づきの点がありましたら、お近くの森林組合、森林組合連合会にお尋ねください。

I 森林保険の内容

- 1 森林保険は、森林保険法に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）が保険者となって運営するものです。森林保険契約における保険金額、保険料率等の引受条件は、森林保険法第5条に基づき農林水産大臣に届出した内容によるものです。
- 2 森林保険は、森林に発生した火災だけでなく、台風による水害や風害等幅広い災害に対応できる保険です。ご契約いただきました森林に保険事故が発生したときは、森林研究・整備機構が保険金をお支払いいたします。

II ご契約時にご注意いただきたいこと

1 ご契約内容

（1）保険の目的（ご契約対象）について

保険の目的とすることができる森林は、人工的に生立させた樹木の集団（一定の広がりの中に共存する関係を保ちながら生育しているもの。）であり、人工林施業により造成した森林（針葉樹、広葉樹は問いません。）及び育成天然林施業により造成した森林です。

ただし、以下の樹木は対象になりませんのでご注意ください。

- イ ツツジ、アジサイ等の低木
- ロ 庭木や街路樹等の森林とみなせない樹木
- ハ 天然に生立している母樹等やご契約締結後に天然に生立した樹木
- ニ ご契約締結後に補植や改植した樹木

（2）保険契約者について

保険契約を締結する方で、保険料の支払い義務を負う方をいいます。個人でも法人でも保険契約者になることができます。このことは、他人のためにするご契約についても同様です。

（3）被保険者（保険金の受取権者）について

被保険者は、保険の目的となる森林の所有者に限られます。

ただし、当該森林の所有が共有関係にある場合、当該森林の分収権者又は当該森林についての管理・処分の権原を有する者も被保険者になることができます。

(4) 面積について

保険に加入することができる森林の面積の下限は、0.01ha です。上限はありません。

(5) 保険期間について

保険期間は1年を単位とし、20年を最大として任意に設定することができます。

ただし、一以上の森林保険契約を締結している保険契約者が、当該森林保険契約を含む複数の森林保険契約（同一契約者のものに限りです。）の保険期間の終期日同士又は終期日と年応当日（始期日の属する年の翌年以後の各年における当該始期日に相当する日をいいます。）前日を統一しようとする場合、保険期間に1年未満の端数期間を加えた新たな森林保険契約を締結することができます。

(6) 保険金額（ご契約金額）について

- ① 保険金額は、樹種、林齢（森林の年齢。苗木を植栽した年を1年生とし、以後、暦年で2年生、3年生と数えます。）別に森林研究・整備機構が1ha当たりの標準的な森林の価額（価値）として定めた保険金額の標準（別表第1）をお引受の上限とします（普通契約）。

分収林の場合は、その保険金額に、分収林における被保険者の持ち分割合を乗じた額を上限とします。

また、保険金額は、お引受の上限（標準金額）を100%として、付保率（標準金額に対する保険金額の割合）を設定することにより、ご予算に合わせた保険料を設定することができます。

※たとえば、付保率50%の場合は、保険金額を上限額の50%に設定することにより、保険料も50%となります。

- ② ①にかかわらず、森林研究・整備機構が立木の評価基準に従って立木を評価した価額を上限とすることもできます（評価契約）。

※はぜ、うるし、あべまき等果実、樹液、樹皮等の採取を目的とする特用樹については、樹種別にその地方の通常の売買実例価格を参しゃくして算出される価額、保健保安林等の立木で主として環境緑化木を人工植栽したものについては、樹種別に新植費を評価時現在の時価に換算した価額とすることができます。

- ③ 実際に契約される保険金額については、申込書の保険金額欄でご確認ください。保険金額は、保険料の全額を払い込む場合は最終年、分割して払い込む場合は、分割して払い込む期間の最終年の保険金額を記載しています。

(7) 保険料

保険料は、森林の所在する都道府県、樹種及び面積に応じて求められます（別表第2）。

実際に契約される保険料については、申込書の払込保険料欄でご確認ください。

(8) 保険契約の成立及び保険責任の開始について

保険契約は、森林研究・整備機構が承諾した日をもって契約成立とし、森林研究・整備機構の保険責任は、森林保険証書（以下「保険証書」という。）作成日の翌日以降であって保険期間の始期（保険期間の開始日）として申込時にご記入いただいた日から発生します。申込書の提出から保険証書作成までには、新規でお申し込みいただく場合、窓口での申し込み以降、標準的な事務処理日数として20日程度を要しますので、保険期間の始期（保険期間の開始日）の設定については、申込時に窓口にご相談ください。

申込書の提出が遅れたことにより標準的な事務処理日数が確保できない場合は、希望日から保険が開始できないことがあることにご注意ください。

※ 保険証書作成日については、「3（5）保険証書について」をご覧ください。

※ 契約をご継続される場合については、「9 森林保険契約の継続」をご覧ください。

2 保険金のお支払い

(1) 保険金支払の対象となる損害

①に掲げる災害により、ご契約いただきました森林が②に掲げる損害を生じた場合に、保険金をお支払いします。

① 災害の種類

- イ 火災 山火事による損害
- ロ 風害 台風等の暴風による根返り、幹折れなどの損害
- ハ 水害 豪雨、洪水による埋没、流失などの損害
- ニ 雪害 豪雪等による根返り、幹折れなどの損害
- ホ 干害 日照り、乾燥による枯死などの損害
- ヘ 凍害 凍結、寒風、霜害による枯死などの損害
- ト 潮害 台風等の潮風、高潮による枯死などの損害
- チ 噴火災 火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害

② 損害の種類

- イ 立木の生理的生立不能の損害 立木が枯死し又は再生不能となる損害
- ロ 立木の経済的生立不能の損害 イに掲げる損害以外の損害で、立木の経済的価値が現在及び将来にわたって著しく減殺されることが明らかなもの

(2) 保険金支払いの対象とならない損害

次に掲げる損害につきましては、保険金をお支払いいたしませんのでご注意ください。

- イ 倒木起し等通常の林業的手段により復旧可能な損害
- ロ 補植等の必要もなく、成林に支障のない程度の軽微な損害
(損害区域面積が0.01haに満たない損害や実損面積(損害区域面積×損害率)が0.01haに満たない損害が含まれます)
- ハ 立木の枯損の主たる原因が、適地適木の誤り若しくは苗木、植付、育林の不良等明らかに造林技術上の欠陥によるもの又は病虫害等によるものと認められる損害
- ニ 1月～7月植えの場合は植栽年の12月末、8月～12月植えの場合は、植栽翌年の10月末までの間に活着不良等により通常生じる枯損による損害

(3) 保険金支払責任を負わない場合

次に掲げる場合は、森林研究・整備機構は保険金支払いの責任を負いませんのでご注意ください。

- イ 損害が保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じたとき
- ロ 保険契約者又は被保険者が、ご契約森林に損害が生じてからその通知をせずに3年経過したとき
- ハ 損害が戦争その他の変乱又は地震によって生じたとき
- ニ 保険金のお支払い額が1契約内訳(保険証書に添付された普通契約内訳書又は評価契約内訳書に記載された内訳番号の単位)当たり4,000円未満のとき

3 森林保険契約のお申込手続き

(1) 申込書について

保険契約者は、所定の申込書に必要事項をご記入・押印の上、お近くの森林組合等の窓口へ提出し

てください。条件により、見取図（実測図、地籍図等）の添付が必要です。

また、購入した立木に対して保険をお申し込みいただく場合は、保険の目的が所在する土地について、再造林、更新又は適切な間伐の実施が見込まれている必要がありますので、以下の①又は②を確認させていただきます。

① 国有林（官行造林地を除く。）の場合、次のいずれかの要件を満たしていること。

イ 当該土地が国有林野施業実施計画により伐採指定された箇所（現計画期間の前の計画期間の最終年度に係る予定簿において伐採箇所として予定された箇所であって、伐採不実行となった箇所も含む。）であること。

ロ 分収造林契約に基づく分収林（部分林を含む。）の木竹の伐採を行う箇所であること。

② 民有林又は官行造林地の場合

当該土地が森林法その他の法令の規定により、再造林、更新又は適切な間伐の実施が見込まれる箇所であること。

（２）保険料の払込みについて

保険料はご契約のお申込みと同時に払い込みください。

２年以上の保険期間にわたる長期契約をお申込みされる場合、全保険期間分の保険料を一括して払い込む方法のほか、分割して払い込む方法があります。

２年以上の保険期間分の保険料を一括して払い込む場合の保険料については、第２期以降の保険料を所定の割引率（別表第３）により割引（長期割引）します。

また、分割して払い込む場合の保険料については、第２回以降の保険料（長期割引を適用する年度の保険料を除きます。）を３％割引します。

さらに、次のような保険料割引があります。

① 森林保険契約の保険期間満了から１年未満の間に、保険の目的が同一となる森林保険契約を締結した場合（継続割引）

最初の保険年度の保険料を３％割引します。

② 保険の目的が花粉症対策苗木を植栽した森林の場合（花粉症対策苗木割引）

植栽後２年以内に初めて森林保険に加入するときの最初の保険年度の保険料を３％割引します。

（３）通知義務について

保険契約者は、ご契約申込み時にその森林保険契約と同じ保険の目的について他の保険契約が存在するとき又は保険事故による損害発生の可能性が特にあると認められるときは、このことを通知してください。

通知事項について故意又は重大な過失により通知しなかったときは、森林研究・整備機構はご契約を解除することがありますのでご注意ください。

（４）防止義務について

被保険者は、保険の目的となる森林の保護管理を通じて損害の発生を防止するよう努めてください。

保険契約者又は被保険者が、森林研究・整備機構に対してご契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたときは、森林研究・整備機構はご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(5) 保険証書について

保険証書は、上記(1)から(3)に関して森林研究・整備機構が確認した日をもって作成します(＝契約年月日)。また、作成した保険証書は、保険契約者に交付します。

保険証書(又は写)は、ご契約内容を記載している重要な書面です。その内容をご確認の上、大切に保管してください。

(6) 森林保険被保険者カードの交付について

次に掲げる森林保険契約に該当する場合は、当該契約が、保険契約者と被保険者との委任契約に基づく森林保険契約となるため、被保険者に、森林保険被保険者カードを交付します。

森林保険被保険者カードは、各被保険者のご契約内容を記載している重要な書面です。その内容をご確認の上、大切に保管してください。

- イ 森林の所有者の委任により市町村の長又は当該機関の職員を保険契約者とする森林保険契約(市町村一括契約)
- ロ 森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第5号又は第101条第1項第7号に規定する共同利用に関する施設の事業として森林組合理長又は森林組合連合会長を保険契約者とする森林保険契約(組合一括契約)
- ハ 国有林の分収育林制度における費用負担者の委任により、各森林管理局長が指定する機関の長を保険契約者とする森林保険契約(国有林分収育林契約)
- ニ イからハに掲げるもののほか、森林の所有者の委任により第三者を保険契約者とする森林保険契約

Ⅲ ご契約後にご注意いただきたいこと

1 損害が発生した場合

- (1) 保険契約者又は被保険者は、損害が発生したことを知ったときは、遅滞なく所定の様式により通知してください。
また、被保険者は、損害の拡大を防止するよう努めてください。
- (2) 通知を受けたのち、調査員が現地調査を行いますので、立ち会いをお願いします。
なお、現地調査前に被害木を伐採等した場合、適正な現地調査ができず、保険金が適切にお支払いできないことがありますので、事前に保険証書に記載されている取扱窓口までお問い合わせください。
- (3) 保険の対象であることが確認され、保険金の請求をする場合は、被保険者が所定の保険金支払請求書等を提出する必要があります。
- (4) 保険金のご請求は損害の発生日から3年で時効となりますのでご注意ください。
- (5) 損害の発生日が保険期間の始期から間もない場合には、被保険者等に対し契約に至る経緯等について聞き取りを行う場合があります。

2 保険金のお支払い額等

(1) 保険金のお支払い額

保険事故が発生した場合に森林研究・整備機構が保険金としてお支払いする額は、その損害が生じた地域及び時点におけるご契約対象の森林の価値（以下「保険価額」という。）及び損害額を用いて算定します。

イ 幼齢林（伐期齢未満の立木）の保険価額（普通契約の場合）

保険価額は損害発生時の林齢が伐期齢（スギ 60 年、ヒノキ 65 年、その他針葉樹 60 年、広葉樹 35 年）未満の場合は損害発生日における林齢及び樹種に対応する標準保険価額（別表第 4）、損害直前立木度（損害直前の 1 ha 当たりの生立本数の限界生立本数（理論上健全な育成が可能とみなせる本数）に対する割合）、実査面積（契約面積の実測面積）を用いて算定します。

$$\text{保険価額} = \text{標準保険価額} \times \text{損害直前立木度} \times \text{実査面積}$$

ロ 壮齢林（伐期齢以上の立木）の保険価額（普通契約の場合）

伐期齢以上の場合には市場価逆算法により損害直前利用価額（損害直前の保険価額）、残存利用価額（損害直後の保険価額）をそれぞれ算定します。

$$\text{保険価額} = \sum x_j v_j - C$$

$$x = f \left[\frac{A}{1 + \ell r} - B \right]$$

x ; 1 立方メートル当たりの立木価格で施設費を差し引いていないもの

f ; 立木の推定利用率

A ; 素材等(素材及び薪炭をいう。以下同じ。)の最寄市場における単位数量当たりの取引価格

ℓ ; 伐出事業の投下資本の推定回収期間（月）

r ; 伐出事業の投下資本の推定月収益率

B ; 施設費以外の素材等の単位数量当たりの事業費

v ; 立木の材積

C ; 施設費の総額

x_j ; 樹種別の立木単価

v_j ; 樹種別の立木材積

※木材市場の丸太の取引価格が低く、伐採、搬出等の経費を下回る場合等は、保険金のお支払いができません。

ハ 評価契約の保険価額

保険価額は契約保険金額の基礎とされた立木の評価額とします。ただし、契約評価額が損害直前評価額と著しく異なる場合は、損害直前評価額とします。

ニ 損害額

損害額は、保険価額を基礎として損害区域面積や損害率等に応じて、下記により算出します。

【全損（契約区域全域の全部の損害）の場合】

$$\text{損害額} = \text{保険価額}$$

【分損（契約区域全域の全部の損害以外）の場合】

・ 幼齢林

$$\text{損害額} = (\text{標準保険価額} \times \text{損害直前立木度} \times \text{損害区域面積}) \times \frac{\text{実損面積}}{\text{損害区域面積}}$$

※評価契約の場合は「標準保険価額 × 損害直前立木度」を「(契約評価額又は損害直前評価額) ÷ 実査面積」と読み替えて算定する。

・ 壮齡林

$$\text{損害額} = \text{損害直前利用価額} - \text{残存利用価額}$$

・ 契約時評価額を用いた壮齡林

$$\text{損害額} = \text{契約評価額を基に算出した利用価額} - \text{契約評価額を基に算出した残存利用価額}$$

ホ 保険金

保険金は、保険価額が損なわれた程度（損害額）に応じて、保険金額に見合う保険金が支払われますが、保険金額が保険価額と同額であるとき又はこれを超えるときは、保険価額を限度に損害額を保険金としてお支払いいたします。

$$\text{保険金} = \text{損害額} \quad (\text{保険価額以内})$$

保険金額が保険価額より低いときは次の算式によって算出した額を保険金としてお支払いいたします。

$$\text{保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

(2) 保険金のお支払い時期について

森林研究・整備機構は、保険金のご請求があった後、保険事故及び填補損害額の確認をするため現地調査等に必要な期間を経過するまでは遅滞の責任を負いませんのでご注意ください。

3 保険料を分割払いする際の注意事項

保険料を分割払いにされる場合は、次期保険年度が始まる前までに該当する保険料を払い込んでください。この払い込みがされなかった場合は、森林保険契約は効力を失いますのでご注意ください。

4 通知義務、届出義務

(1) 他の保険契約についての通知義務

保険契約者又は被保険者は、ご契約申込み後にその契約と同じ保険の目的について他の保険契約を締結したとき又は他の保険契約を変更したときは、所定の様式によりこのことを通知してください。また、契約の目的について第三者の締結した保険契約があること又はその契約に変更があったことを知ったときも同様に通知してください。

この通知義務に違反した場合は、森林研究・整備機構はご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(2) 危険増加の通知義務

保険契約者又は被保険者は、保険期間中に、保険事故による損害発生の可能性が著しく増加したときは、所定の様式によりこのことを通知してください。

(3) 保険証書の記載事項の変更の届出

保険契約者又は被保険者は、保険証書の記載事項に変更が生じたときは、所定の様式にその旨を記載し、提出してください。

5 保険証書の再交付

保険契約者は、保険証書を亡失又は汚損してその記載が明らかでなくなったときは、所定の様式により保険証書の再交付を請求することができます。

6 ご契約の解除

(1) 保険契約者による解除

保険契約者は、所定の様式で申請することによりご契約をいつでも解除することができます。

(2) 重大事由によるご契約の解除

次に掲げる事由がある場合には、森林研究・整備機構はご契約を解除することがありますのでご注意ください。

- イ 保険契約者又は被保険者が、森林研究・整備機構に対してご契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- ロ 被保険者が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- ハ イ、ロに掲げるもののほか、保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

(3) 解除の効力

ご契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

7 減額請求

保険契約者は、ご契約締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は所定の様式により森林研究・整備機構に対して、将来に向かって保険金額及び保険料の減額請求をすることができます。

8 保険料の返還

以下の(1)及び(2)に該当する場合は、所定の様式により返還保険料を請求する必要があります。

- (1) ご契約が無効とされ、又は保険期間が始まる前にご契約が解除される場合は、森林研究・整備機構は払い込まれた保険料に相当する額を返還します。ただし、保険契約者又は被保険者が、詐欺を行い、虚偽の申請により契約が無効となった場合は保険料は返還されません。
- (2) ご契約の解除、失効又は保険料の減額請求により、払い込まれた保険料を返還する場合における保険料の返還額は、当該ご契約の残存保険期間（1年未満の端数を切り捨てた期間）に対する保険料に相当する額とします。
- (3) IIの1の(5)におけるただし書きの保険期間に1年未満の端数期間を加えた森林保険契約の場合は、最終保険年度に森林保険契約の解除、失効又は保険料の減額請求が行われた場合を除き、(2)の返還額に加えて最終保険年度に対する保険料に相当する額も返還します。

9 森林保険契約の継続

保険契約者は、当該森林保険契約をご継続される場合は、保険期間満了日の30日前までにお申込みください。期限までにお申し込みいただけない場合は、保険期間満了日の翌日から保険責任を開始できず、保険期間に空白が生じる場合もございますのでご注意ください。

10 書類等の提出

1～9に係る損害発生の通知、保険金支払請求書等の提出、お問い合わせ等につきましては、保険証書に記載されている取扱窓口までお願いします。

11 保険金等のお支払い先について

保険金及び返還保険料は、ご指定の金融機関の口座にお振込します。指定口座は、日本国内の金融機関口座に限り（海外送金はお取り扱いできません）。

IV 個人情報の取扱いについて

森林研究・整備機構は、本契約に関する個人情報（本契約に関する各種申請書、森林保険損害調査書等に記載される個人情報を含む。）について、「国立研究開発法人森林研究・整備機構個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を遵守するとともに、以下①～⑭の利用及び提供を行うことがあります。

- | | |
|--|------------------------|
| ① 保険引受及び保険金支払いの判断 | ② 本契約の管理及び履行 |
| ③ 法令上の権利の行使及び義務の履行 | ④ 取引上必要な各種郵便物の送付 |
| ⑤ 付帯サービスの提供 | ⑥ 業務統計の作成 |
| ⑦ 市場調査、データ分析、アンケート等の実施 | ⑧ 契約解除後及び契約期間終了後における管理 |
| ⑨ ダイレクトメールの発送等森林保険に関する情報提供及び提案 | ⑩ 研究開発成果に関する情報提供 |
| ⑪ 災害による林業の再生産の阻害の防止や林業経営の安定に資するための研究開発 | |
| ⑫ 適切な業務の遂行に必要な範囲での金融機関、国及び地方公共団体への提供 | |
| ⑬ 森林保険に関する企画及び立案並びに推進に関する事務に必要な範囲での国への提供 | |
| ⑭ その他森林保険の適正な運営と契約の適正かつ円滑な履行等を行うための利用 | |

別表第1 保険金額の標準

1ヘクタールにつき

林 齢	す ぎ	ひのき	針葉樹（すぎ及びひのきを除く。）	広葉樹
1 年	1,010,000 円	1,010,000 円	800,000 円	580,000 円
2 年	1,190,000 円	1,190,000 円	920,000 円	670,000 円
3 年	1,440,000 円	1,440,000 円	1,080,000 円	750,000 円
4 年	1,660,000 円	1,660,000 円	1,190,000 円	840,000 円
5 年	1,880,000 円	1,880,000 円	1,310,000 円	880,000 円
6 年	2,120,000 円	2,120,000 円	1,380,000 円	930,000 円
7 年	2,230,000 円	2,220,000 円	1,440,000 円	970,000 円
8 年	2,340,000 円	2,330,000 円	1,510,000 円	1,150,000 円
9 年	2,590,000 円	2,590,000 円	1,680,000 円	1,150,000 円
10 年	2,720,000 円	2,720,000 円	1,760,000 円	1,150,000 円
11 年	2,720,000 円	2,720,000 円	1,760,000 円	1,150,000 円
12 年	2,720,000 円	2,720,000 円	1,760,000 円	1,160,000 円
13 年	2,720,000 円	2,730,000 円	1,760,000 円	1,160,000 円
14 年	2,720,000 円	2,730,000 円	1,760,000 円	1,170,000 円
15 年	2,730,000 円	2,740,000 円	1,760,000 円	1,170,000 円
16 年	2,730,000 円	2,750,000 円	1,760,000 円	1,180,000 円
17 年	2,730,000 円	2,770,000 円	1,760,000 円	1,190,000 円
18 年	2,740,000 円	2,780,000 円	1,760,000 円	1,200,000 円
19 年	2,740,000 円	2,800,000 円	1,760,000 円	1,210,000 円
20 年	2,750,000 円	2,820,000 円	1,760,000 円	1,220,000 円
21 年以上 25 年以下	2,750,000 円	2,840,000 円	1,770,000 円	1,230,000 円
26 年以上 30 年以下	2,790,000 円	2,990,000 円	1,770,000 円	1,310,000 円
31 年以上 35 年以下	2,840,000 円	3,180,000 円	1,770,000 円	1,410,000 円
36 年以上 40 年以下	2,910,000 円	3,430,000 円	1,780,000 円	1,530,000 円
41 年以上 45 年以下	2,990,000 円	3,730,000 円	1,780,000 円	(以下同額)
46 年以上 50 年以下	3,090,000 円	4,090,000 円	1,790,000 円	
51 年以上 55 年以下	3,200,000 円	4,500,000 円	1,790,000 円	
56 年以上 60 年以下	3,320,000 円	4,960,000 円	1,800,000 円	
61 年以上 65 年以下	3,460,000 円	5,470,000 円	1,810,000 円	
66 年以上	(以下同額)	6,040,000 円	(以下同額)	
		(以下同額)		

別表第2 保険料率

クラス	年齢級	保険料率（保険金額 1,000 円につき 1 年当たり）	
		針葉樹	広葉樹
A	1 年齢級	3. 1 6 円	1. 5 8 円
	2 年齢級以上	2. 5 0 円	1. 2 5 円
B	1 年齢級	3. 9 6 円	1. 9 8 円
	2 年齢級以上	3. 1 3 円	1. 5 7 円
C	1 年齢級	4. 7 5 円	2. 3 7 円
	2 年齢級以上	3. 7 6 円	1. 8 8 円

備考

Aクラスは、茨城県、埼玉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県及び沖縄県の区域とする。

Bクラスは、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

Cクラスは、北海道、岩手県、千葉県及び京都府の区域とする。

※ 年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位であり、苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢級」、6～10年生を「2年齢級」と数えます。

別表第3 割引計算率

保険年度	割引率
第2期 第3期 ～ 第21期	9分5厘 1割3分5厘

別表第4 標準保険価額

1ヘクタールにつき

林 齢	す ぎ	ひのき	その他針葉樹	広葉樹
1 年	1,010,000 円	1,010,000 円	800,000 円	580,000 円
2 年	1,190,000 円	1,190,000 円	920,000 円	670,000 円
3 年	1,440,000 円	1,440,000 円	1,080,000 円	750,000 円
4 年	1,660,000 円	1,660,000 円	1,190,000 円	840,000 円
5 年	1,880,000 円	1,880,000 円	1,310,000 円	880,000 円
6 年	2,120,000 円	2,120,000 円	1,380,000 円	930,000 円
7 年	2,230,000 円	2,220,000 円	1,440,000 円	970,000 円
8 年	2,340,000 円	2,330,000 円	1,510,000 円	1,150,000 円
9 年	2,590,000 円	2,590,000 円	1,680,000 円	1,150,000 円
10 年	2,720,000 円	2,720,000 円	1,760,000 円	1,150,000 円
11 年	2,720,000 円	2,720,000 円	1,760,000 円	1,150,000 円
12 年	2,720,000 円	2,720,000 円	1,760,000 円	1,160,000 円
13 年	2,720,000 円	2,730,000 円	1,760,000 円	1,160,000 円
14 年	2,720,000 円	2,730,000 円	1,760,000 円	1,170,000 円
15 年	2,730,000 円	2,740,000 円	1,760,000 円	1,170,000 円
16 年	2,730,000 円	2,750,000 円	1,760,000 円	1,180,000 円
17 年	2,730,000 円	2,770,000 円	1,760,000 円	1,190,000 円
18 年	2,740,000 円	2,780,000 円	1,760,000 円	1,200,000 円
19 年	2,740,000 円	2,800,000 円	1,760,000 円	1,210,000 円
20 年	2,750,000 円	2,820,000 円	1,760,000 円	1,220,000 円
21 年	2,750,000 円	2,840,000 円	1,770,000 円	1,230,000 円
22 年	2,760,000 円	2,870,000 円	1,770,000 円	1,240,000 円
23 年	2,770,000 円	2,890,000 円	1,770,000 円	1,260,000 円
24 年	2,770,000 円	2,920,000 円	1,770,000 円	1,270,000 円
25 年	2,780,000 円	2,950,000 円	1,770,000 円	1,290,000 円
26 年	2,790,000 円	2,990,000 円	1,770,000 円	1,310,000 円
27 年	2,800,000 円	3,020,000 円	1,770,000 円	1,320,000 円
28 年	2,810,000 円	3,060,000 円	1,770,000 円	1,340,000 円
29 年	2,820,000 円	3,100,000 円	1,770,000 円	1,360,000 円
30 年	2,830,000 円	3,140,000 円	1,770,000 円	1,380,000 円
31 年	2,840,000 円	3,180,000 円	1,770,000 円	1,410,000 円
32 年	2,860,000 円	3,230,000 円	1,770,000 円	1,430,000 円
33 年	2,870,000 円	3,280,000 円	1,770,000 円	1,450,000 円
34 年	2,880,000 円	3,330,000 円	1,770,000 円	1,480,000 円
35 年	2,900,000 円	3,380,000 円	1,770,000 円	1,500,000 円
36 年	2,910,000 円	3,430,000 円	1,780,000 円	1,530,000 円 (以下同額)
37 年	2,930,000 円	3,490,000 円	1,780,000 円	
38 年	2,940,000 円	3,550,000 円	1,780,000 円	
39 年	2,960,000 円	3,610,000 円	1,780,000 円	
40 年	2,980,000 円	3,670,000 円	1,780,000 円	
41 年	2,990,000 円	3,730,000 円	1,780,000 円	
42 年	3,010,000 円	3,800,000 円	1,780,000 円	
43 年	3,030,000 円	3,870,000 円	1,780,000 円	
44 年	3,050,000 円	3,940,000 円	1,780,000 円	
45 年	3,070,000 円	4,010,000 円	1,790,000 円	
46 年	3,090,000 円	4,090,000 円	1,790,000 円	
47 年	3,110,000 円	4,170,000 円	1,790,000 円	
48 年	3,130,000 円	4,250,000 円	1,790,000 円	
49 年	3,150,000 円	4,330,000 円	1,790,000 円	
50 年	3,180,000 円	4,410,000 円	1,790,000 円	
51 年	3,200,000 円	4,500,000 円	1,790,000 円	
52 年	3,220,000 円	4,580,000 円	1,800,000 円	
53 年	3,250,000 円	4,670,000 円	1,800,000 円	
54 年	3,270,000 円	4,770,000 円	1,800,000 円	
55 年	3,300,000 円	4,860,000 円	1,800,000 円	
56 年	3,320,000 円	4,960,000 円	1,800,000 円	
57 年	3,350,000 円	5,060,000 円	1,800,000 円	
58 年	3,380,000 円	5,160,000 円	1,810,000 円	
59 年	3,400,000 円	5,260,000 円	1,810,000 円	
60 年	3,430,000 円	5,360,000 円	1,810,000 円	
61 年	3,460,000 円	5,470,000 円	1,810,000 円	
62 年	(以下同額)	5,580,000 円	(以下同額)	
63 年		5,690,000 円		
64 年		5,800,000 円		
65 年		5,920,000 円		
66 年		6,040,000 円		
67 年以上		(以下同額)		

森林保険に関する相談・お問い合わせ

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター
044-382-3500

【受付時間】 平日 9:30～17:00

(土日・祝日・年末年始は休業となります)